

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の
一部を改正する条例

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「及び災害の防止」を削る。

第6条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改め、同条第3項第10号中「及び災害の防止」を削る。

第7条第5号中「及び災害の防止」を削る。

第8条中「又は災害の防止」を削る。

第11条及び第13条中「及び災害の防止」を削る。

第17条中「又は災害の防止」を削る。

第19条第2項第1号中「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第19条の2第1項中「による災害が発生し」を「等による生活環境の保全上の支障が生じ」に改める。

第20条第2項中「又は災害の防止」を削る。

別表第1項第2号中「未満」を「以下」に改め、同項第3号を削り、同表第2項第2号中「未満」を「以下」に改め、同項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日立市土砂等によ

る土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、改正後の規定を適用する。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第3項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の第6条第3項の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 条例中に規定する目的等から「災害の防止」を削ることとした。
- 2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）において、知事の許可を必要とする工事の対象面積が「5,000㎡以上」から「3,000㎡超」に引き下げられたことに伴い、県条例との整合を図るため、市長の許可を必要とする工事の対象面積を「3,000㎡以下」とすることとした。